



中土佐町景観計画

令和7年12月改定
中土佐町



目次

序章

1	はじめに	1
2	景観計画の策定にあたり	2
3	景観計画の改定の経緯	3

第1章 中土佐町の現況

1	中土佐町の現況と景観の特性	4
---	---------------	---

第2章 景観計画の基本理念と方針

1	基本理念	7
2	目標（目指すべき方向）	7
3	基本方針	8

第3章 景観計画区域

1	景観計画区域	9
2	区域の区分	9

第4章 良好な景観形成に関する方針

1	良好な景観形成のための基本的事項	12
2	地区別に関する方針	12
3	既存計画との調和	12
4	四万十川流域の文化的景観の保全・継承	13
5	久礼の港と漁師町の景観の保全・継承	15

第5章 行為の制限に関する事項

1	行為の制限についての考え方	16
2	届出の流れ	17
3	届出対象行為	18
4	届出が適用されない行為	20
5	景観形成基準	22

第6章 景観重要建造物及び樹木の指定方針

1	景観重要建造物の指定方針	33
2	景観重要樹木の指定方針	34

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1	景観重要公共施設の指定方針	35
2	対象施設	35
3	景観重要河川の整備方針	38
4	景観重要道路の整備方針	39

第8章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

1	景観農業振興地域整備計画に定める事項	42
---	--------------------	----

序章

1 はじめに

四万十川流域5市町は、四万十川を地域の宝として連携し、住民とともに保全活動を行なってきました。そして、平成13年3月には高知県が「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（以下、「四万十川条例」という。）」を制定し保全に努めてきました。

その後、四万十川条例の理念である「保全と振興」に基づき、四万十川流域を対象に、平成21年に全国で初めて5市町が連携した広域的な文化的景観として、国により重要文化的景観に選定され、現在までその保全活用に取り組んできました。また、平成23年には久礼の町場を中心に、「久礼の港と漁師町の文化的景観」として国により重要文化的景観に選定されたことにより、本町には2つの重要文化的景観を有することとなりました。

これらを契機に、流域5市町で更なる連携を図りながら、まちづくりの重要施策として、まち全体の景観形成に取り組みます。



四万十川の堰と高樋沈下橋（大野見）



内湾船溜の景観（久礼）

2 景観計画の策定にあたり

(1) 景観とは

景観とは、景色・眺めのことで、山林・河川・海などの自然景観と、都市・集落・農耕地などの文化景観に大別されます。

文化的景観は、地形や気候風土によって形成された自然に、人々がそこで生活を営むために様々な加工（工作・建築等）をして生み出されたもので、山腹や山麓の地形に沿って開墾された棚田や自生する植物を利用した屋敷林・防風林など、地域の特性を理解し意識しながら築かれ引き継がれてきたものです。

文化的景観には、人々が地域の気候風土と向き合い自然を上手に活用するなど、暮らしの中で培われた知恵や工夫、美的感覚を見ることができます。

(2) 今、なぜ景観

中土佐町大野見地区は、「日本最後の清流」と言われる四万十川の上流域にあり、その流域には豊かな自然が保たれ、日本の原風景とも言える風情を残すと共に、住民の暮らしも自然と密接にかかわりを持ちながら営まれています。

町では、これまで四万十川の景観・生態系を保全すると共に、人と川とのかかわりの文化を後世に継承するために、四万十川条例や同条例に基づく指標、環境配慮指針を策定し、諸施策を実施してきました。

また、国も景観法の制定や文化財保護法の改正により、新たに農山漁村等の集落を形成している地域とこれと一体となった景観を形成する地域を保全する制度を設けました。

その背景には、過疎化や高齢化の進行で農山村地域の良好な自然景観や文化的景観が次々と失われている事実があります。景観の形成には長い年月を必要とし、景観は一度失われると再生は容易ではありません。このため、町の財産である「景観」を住民と協働で守り創造していくため景観保全に取り組んでいきます。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、本町が景観行政団体として、景観法第8条に規定する景観計画を定めるものです。

本計画は、私たちを取り巻く環境が刻々と変化する中、この自然豊かな中土佐町を百年、千年先の世代へ引き継げるよう、持続可能で心やすらぐ中土佐町らしい景観の指針を示したものであり、中土佐町総合振興計画とも整合しています。

3 景観計画の改定の経緯

景観計画の策定後、10年以上が経過するなかで、四万十川流域の文化的景観の選定地内等において、当初想定できなかった山や川への影響が懸念される自然再生エネルギー等の開発計画への対応等の必要性から、令和5年度に四万十川流域5市町の文化的景観保存活用計画が改定され、四万十川流域の文化的景観保全の考え方が示されました。

これを受け、本計画では、流域5市町と連携しながら四万十川流域の文化的景観の保護の取り組みと整合を図るとともに、久礼の文化的景観の保護の取り組みについても見直しを行うことにより、本町の一体的な良好な景観の保全・創出に向け、景観計画の改定を行うものです。



四万十川と久万秋の田園景観（大野見）



海をのぞむ久礼八幡宮の参道景観（久礼）

第1章 中土佐町の現況

1 中土佐町の現況と景観の特性

(1) 中土佐町の現況

中土佐町は、太平洋に開けた海岸部と四万十源流域の里が一体となった自然豊かなまちです。

日本最後の清流四万十川の源流域の農業を中心とした大野見地区は、四万十川の流れと沈下橋、流域に田畑、集落を形成し、日本の農村の原風景ともいえる景観となっています。

また、中土佐地区は、鰹の一本釣りをはじめ漁業のまちであり、久礼八幡宮や大正町市場、漁港等、黒潮文化に育まれた漁師町としての景観を形成しています。

(2) 人口、産業、土地利用等の現状

1) 人口、世帯数

中土佐町は他の中山間地域同様、過疎、少子高齢化の状況が顕著となっています。令和6（2024）年3月の人口は5,872人、世帯数は3,262世帯で、1世帯あたりの世帯員数は2.13人である。その推移を見ると、昭和35（1960）年の人口は、14,000人を越えていたが、年々減少し、令和6年までの64年間で約4割に減少しています。

人口に占める高齢者の割合も年々増加しており、令和6（2024）年3月における高齢化率は49.4%と高知県の43.0%を大きく上回っています。

2) 産業

中土佐地区は第3次産業が中心ですが、生産額では漁業のウェイトも高く、大野見地区は特定の産業への偏りはありませんが、生産額では農林業のウェイトも高いのが特徴です。一方で、両地区ともに第1次産業の就業者が減少しています。

特徴的な産業活動として、中土佐地区では、伝統的なカツオ漁法である土佐の一本釣りに代表される漁業と、温暖な気候を生かした施設園芸を中心とした農業などの一次産業に加え、港町として栄えた歴史を継承した商業活動もさかんで休日には多くの来訪者も訪れています。大野見地区では、標高300m以上の四万十川上流域の台地を中心に、寒暖差と清流の恵みを生かした水稻栽培をはじめとした農業と、四万十ヒノキの産地としての林業もさかんです。

3) 土地利用

平成 18 (2006) 年 3 月時点における中土佐町の土地利用分類別現況を、住宅地図及び航空写真、現地踏査で確認された内容も踏まえ山林、農地、市街地の概要は次のとおりとなっています。

	中土佐地区	大野見地区
山林	地区面積の 87.8% (8,144 h a) を山林が占めています。河川に大量の土砂が堆積している状況から、植林地の荒廃が相当に進行しているものと考えられます。	地区面積の 92.0% (9,257ha) を山林が占めています。現段階では、河川への過剰な土砂流入や谷底が大きく変動している様子はうかがえません。
農地	土佐湾に注ぐ数本の小河川（久礼川、長沢川、大坂谷川、笹場川、上ノ加江川等）は流れが短いものの、谷底平野が比較的多く形成されており、水田や畑地はこの平地に集中しています。樹園地はほとんど存在しません。なお、これらの河川は、久礼川を除いて平地部の多くの区間で伏流し、水無川となっています。	まとまった農地（ほとんどが水田）は、四万十川本流に沿って広がっており、その大部分は中央地区に集中しています。四万十川の支流（萩中川、下ル川、吉野川、跡川川、伊勢川、竹原川）沿いには棚田や段々畑を含む小規模な農地が存在します。また、北地区萩中には比較的大規模な茶畑が広がっています。
市街地	土佐湾に面して開けた平地部には主要な市街地・集落（久礼市街地・上ノ加江市街地・矢井賀集落）が立地しています。各市街地・集落の河口部には漁港が形成されており、いずれも漁村集落から発達してきたことから、道路が狭く建物が密集した宅地となっています。	面的なまとまりをもった宅地は、中央地区奈路、吉野にのみ見られます。ここにさまざまな公共・業務施設等が集中しているものの、店舗は少なく、商業地は形成されていません。そのほかの地域は、四万十川本川及び支川沿川にごく小規模な集落や数軒の住宅が点在するのみとなっています。

(3) 中土佐町における景観の特性

- 大野見地区においては、不入山に源を発して町域を蛇行しながら貫流する四万十川にそった台地に灌漑により拓かれた田園景観が広がっています。
- 中土佐地区においては、四万十川流域の木材の搬出港として栄えた歴史とともに、400 年以上続くといわれている鯉の一本釣り、久礼八幡宮、大正町市場、漁港等が漁師町の風情を醸しだしています。
- 厳しい過酷な自然と共存しながら、幾多の時代を経て今日に至った先人の努力と英知の積み重ねが、現在の景観となっています。

(4) 景観形成上の課題

地域の景観資源別に景観形成上の課題を整理する。

	景観資源	景観形成上の課題
山林	<p>山林は人工林がほとんどとなっていますが、一部大野見には轟谷山の原生林、島の川溪谷のみみじ等の広葉樹林があります。</p> <p>また、中土佐地区には海岸部の魚付保安林、灘山の自然林、久礼八幡宮の鎮守の森があり、貴重な景観資源といえます。</p>	<p>人工林については、間伐等適正な管理に努めると共に、貴重な自然林、保安林は引き続き保全が必要です。</p>
河川	<p>大野見地区の四万十川は本流の上流域に位置し、沈下橋、頭首工（堰）、農地と共に本町における重要な景観資源となっています。</p>	<p>四万十川の清流保全に努めると共に、護岸等の景観の維持保全が必要です。</p>
海	<p>中土佐地区は土佐湾に開けた町であり、海と海岸線、浜辺の港は漁師町としての景観を構成しています。中でも、双名島については、土佐 10 景に数えられる名勝となっています。</p>	<p>海岸、海浜を含め、海的环境保全、景観保全が必要です。</p>
農地	<p>大野見地区については、四万十川沿いに農地があり、支流の棚田、北地区には比較的大規模な茶畑が広がっており、農村景観を構成しています。</p>	<p>一部農地において、耕作放棄が見受けられます。今後、集落営農等の農業政策を一層推進し、農地の保全、農村景観の保全をすすめていく必要があります。</p>
町並み	<p>大野見地区は四万十川沿いに点在する農村集落、中土佐地区は鯉の一本釣りを中心とする漁師町の景観を有している。</p>	<p>農の営み、漁の営みの衰退とともに空き家、空き店舗の出現など町並みにも変化が出てきています。今後、一次産業の振興と共に町並みの景観保全が必要です。</p>

第2章 景観計画の基本理念と方針

1 基本理念

中土佐町は最後の清流「四万十川」の上流域の里と、全国に名を馳せる鰹の一本釣りの漁師町であり、山、川、海の自然豊かな町です。

これらの自然を基礎とし、人々の生産活動等により形成された文化的景観は、人、自然、文化が調和しつくりあげられ「中土佐らしい景観」を見せています。

こうした景観特性を踏まえ、豊かな自然と長い歴史を通じて形成された風土を活かし、中土佐らしい景観を保存、創造し豊かな地域社会を象徴する景観づくりを進めていきます。

2 目標（目指すべき方向）

「四万十」・「黒潮」 共に生きてきた誇り、
守ろう、創ろう、ふるさと中土佐「絵になる風景」



(大野見)



(久礼)

3 基本方針

(1) 自然、文化、歴史の特色をいかす

わたしたちの自然とのかかわり方、暮らしの中で育まれてきた文化、いまにいたる歴史のうつりかわり、それらの結果が現在の景観であると思います。

このため、わたしたちの身近な景観は、どこにでもあるようで、実は地球上のここ高知、中土佐町にしかないものです。その特色、長所をいかす景観づくりをしていきます。

(2) 多様性を大切にしながら調和を育む

景観を大切にすると聞くと、「規制」ということばが浮かぶかもしれませんが。

しかし、どこも一律一様にしぼりかけるのではなく、多様・多彩な中にも調和が醸し出され、育まれるような景観づくりをめざします。

基本は、現在の景観と調和を図るということとします。

(3) できること、必要なことを付け加えていく

景観づくりは世代を継いで行われる永続的な取り組みです。

できる事、必要な事を先送りせず、それぞれの時点で最善をつくします。そして、遠い将来の目標・成果を夢見るだけでなく、準備が整ったことを適時に付け加えていく計画とします。

(4) 計画の再確認と見直しを定期的に行っていく

これまで示した景観計画の原則と基本方針を守りながら取り組みを進めるためには、取り組み状況を確認しながら、手直ししていく仕組み自体を計画に盛り込んでおく必要があります。中土佐町全域にわたる共通事項を定めた本計画は4年ごとに再確認と見直しを行う事を基本とし、必要な場合はそのつど見直しをしていきます。

第3章 景観計画区域

1 景観計画区域

中土佐町の景観は、自然・文化・歴史などのさまざまな要素がつながり、重なりあって形成されています。

したがって、地域全体にわたって取り組みが進み発展していくようにするため、中土佐町の全域を景観計画区域とします。

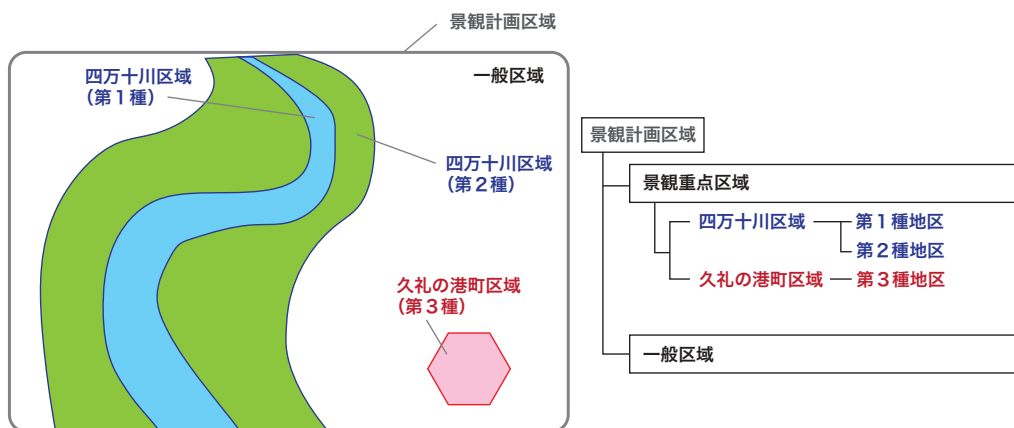
2 区域の区分

景観計画区域は、既存の四万十川条例による取り組み及び重要文化的景観の保護に資する取り組みを踏まえ、重点的な景観形成の取り組みを行う区域を「景観重点区域」とし、その他の区域と「一般区域」とします。

景観重点区域については、四万十川条例の重点地域及び四万十川流域の重要文化的景観の選定地（以下、「四万十川区域」という。）とともに、久礼の港と漁師町の重要文化的景観の選定地（以下、「久礼の港町区域」）を対象とします。

なお、今後、上ノ加江、矢井賀地区についても将来的には住民合意を踏まえ、重点地区の拡大を検討していきます。

区域区分の模式図



(2) 景観重点区域

■第1種地区（四万十川区域）

四万十川水系の河川環境及び河川の水辺が作り出す景観の保全を図る区域とする。

- ・ 四万十川条例の重点地域のうち「回廊地区」に該当する範囲（四万十川から第一道路まで）
- ・ 四万十川の文化的景観の選定範囲のうち、下ル川川、萩中川から第一道路までの範囲

■第2種地区（四万十川区域）

四万十川沿いの山なみや山すそから傾斜地の環境及び景観の保全を図るとともに、既存の集落景観と調和した景観形成を図る区域とする。

- ・ 四万十川条例の重点地域のうち「保全・活用地区」に該当する範囲（四万十川の第一道路から第一稜線まで）
- ・ 四万十川の文化的景観の選定範囲のうち、下ル川川・萩中川の第一道路から第一稜線までの範囲
- ・ 上記以外の四万十流域の文化的景観の選定範囲（国有林等）

■第3種地区（久礼の港町区域）

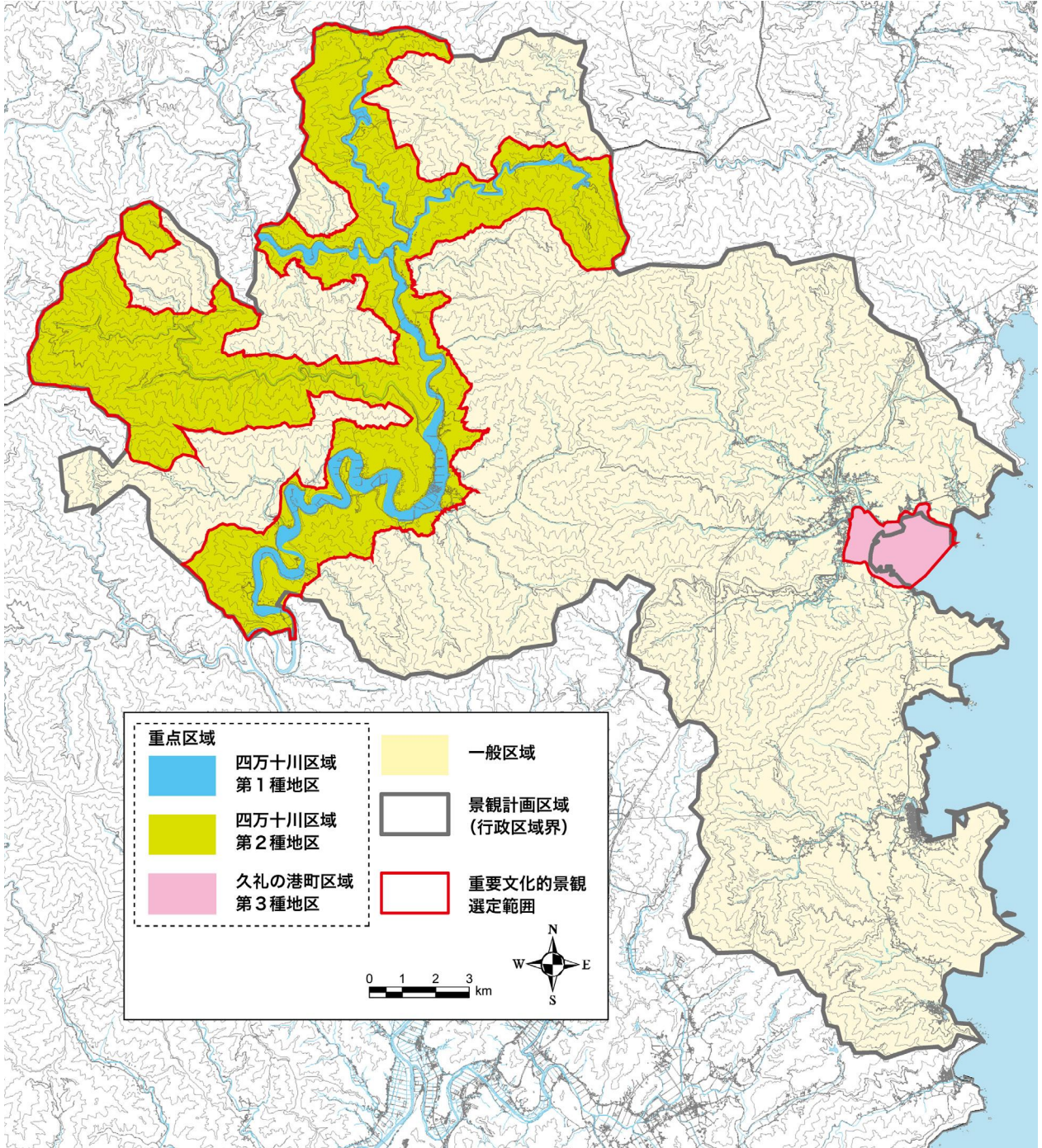
景観上の町場の特徴を継承しつつ、建築物等が集積する市街地としてのまとまりある景観形成を図る区域とする。

- ・ 久礼の港と漁師町の文化的景観の選定範囲

(3) 一般区域

景観重点区域以外の地域を「一般区域」とします。

景観計画区域の区分図



第4章 良好な景観形成に関する方針

1 良好な景観形成のための基本的事項

基本方針や目標をしっかりとふまえながら中土佐町の景観づくりを推進していきます。まず共通事項として、第1章で示した景観づくりの取り組みにおける基本方針を再確認します。

- ①自然、文化、歴史の特色を活かします。
- ②多様性を大切にしながら調和を育みます。
- ③できること、必要なことを付け加えていきます。
- ④計画の再確認と見直しを定期的に行っていきます。

2 地区別に関する方針

中土佐町内の各地区には、それぞれならではの特色があり、これを尊重しつつ景観を保全・創造していきます。ここでは前記の共通事項に加え、土地利用の特徴ある地区ごとに方針を定めます。

①大野見地区（四万十川周辺地区）

山々に囲まれた地区が多いことから、この自然景観を保全しつつ周辺と調和のとれた景観づくりを図ります。

豊かな実りをもたらす四万十川とその支流にそって開かれた地区であることから、川の景観との調和を大切にしていきます。

②中土佐地区（久礼漁師町地区）

古くからの漁師町としての街並みを有するところについては、海の仕事の営みと人と人とのふれあいが息づく景観の形成を図ります。

3 既存計画との調和

良好な景観づくりにあたっては、国、県、町が策定している既存計画に留意し、調和が保たれるように進めるものとします。

とりわけ山野の景観に関わりが深い国及び地方の森林計画、水辺の景観に関わりが深い「四万十川条例」及び「四万十川沈下橋保存方針」を尊重し、関係機関と協議を行い、連携をとりながら進めるものとします。

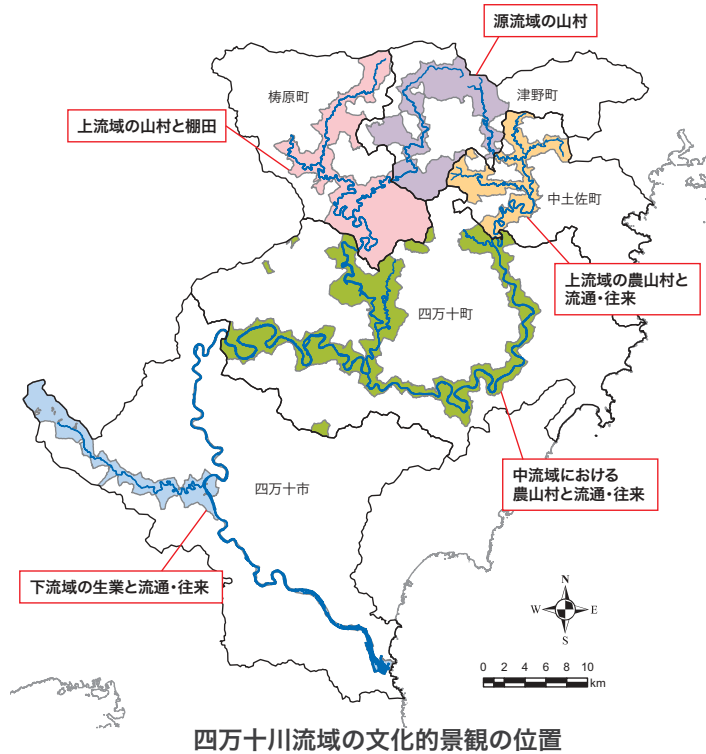
4 四万十川流域の文化的景観の保全・継承

(1) 四万十川流域の文化的景観の価値

四万十川流域では、山と川がつくり出す地形のまとまりごとに暮らしが形成されています。地形条件は多様で、気候風土の自然条件は異なるものの、地形に応じた土地利用が行われ、時代の変化や自然条件と呼応しながら持続可能な暮らしが育まれています。

この四万十川流域らしい景観とは、自然と折り合う人々の営みによって形づくられた土地の使い方と、その営みとともに


維持されてきた四万十川と山々の豊かな自然環境が、一体となり形成されています。四万十川流域では、源流域から河口域まで相互に関係を持ちながら、流域全体を通して「山・川とともに生きる人々の持続的な暮らしの在り様」を伝える重要な文化的景観が育まれています。




四万十川流域の文化的景観の位置

四万十川流域の文化的景観の見かた


山と川による「安定した大地のフレーム」と小さな変化を繰り返す「生きている川」



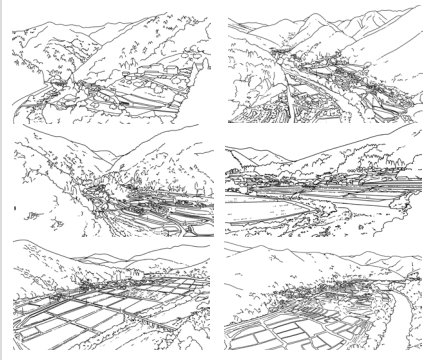
自然条件と上手につきあう「環境から得るもので生きる暮らし方」



川と道のネットワークにより付与される営みと文化における「個性」



流域の多様な景観のまとまり

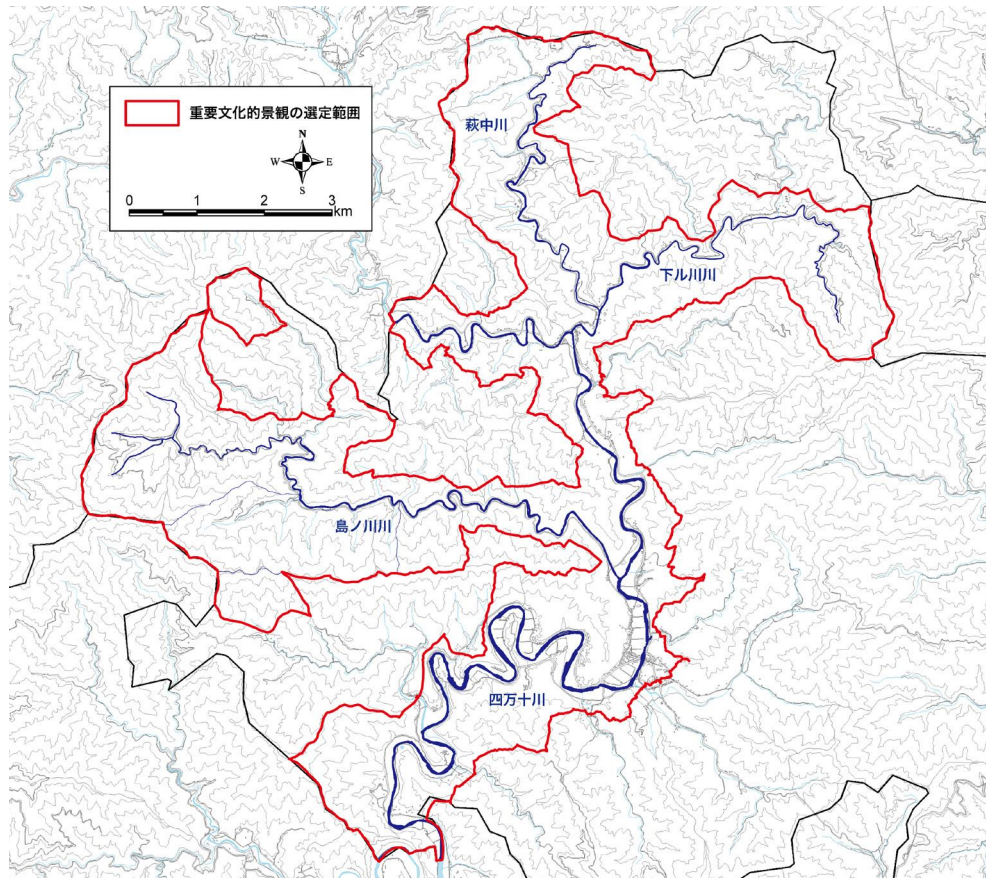


(2) 「上流域の農山村と流通・往来」の文化的景観の保存継承

大野見地区は、四万十川の上流域に位置し、台地が広がるなか、数々の支流が流れ込みながら大きく蛇行を繰り返し、川沿いにまとまった水田が広がる景観が形成されています。かつては、大野見地区の9割を占める森林は柚や木挽きにより切り開かれ、農林業の複業経営に活路を求めてきた町です。切り出された材木は陸路で積出港である久礼港まで運ばれ近畿圏へと輸送されました。

大野見地区の特徴として、四万十川本流にある堰の半数近くが集中して設けられています。江戸時代以降、小規模ではあるがきめ細かい開墾と新田開発が行われ、灌漑工事により集落内や農地に沿って長い水路網がめぐっており、現在の大野見地区における田園景観における特徴のひとつとして目にすることができます。

このように、中土佐町には、四万十川の上流域の狭い土地に農地を開墾し、新田開発を行うとともに木材の輸送を通じて形成された「四万十川上流域の農山村と流通・往来の文化的景観」が形成されており、これらの保全・継承を図ります。



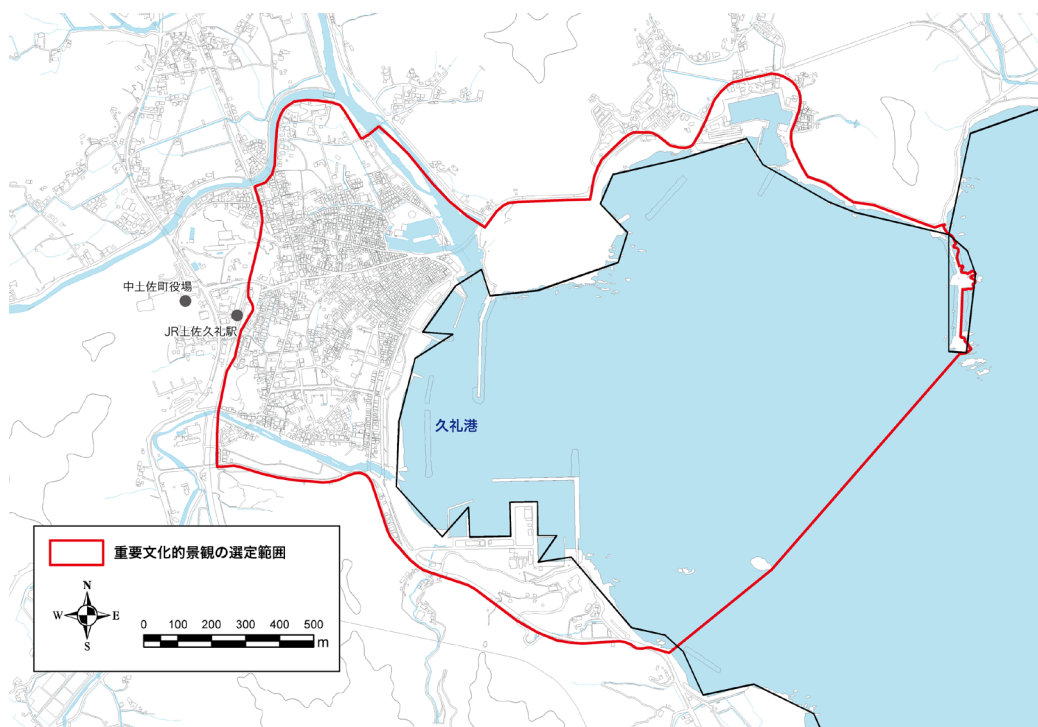
「四万十川上流域の農山村と流通往来の文化的景観」の位置

5 久礼の港と漁師町の文化的景観の保全・継承

久礼の港は、中世より近代にかけて、四万十川流域を中心として領域各地で生産された物資を関西方面へと搬出する主要な港の一つであるとともに、他地域より物資や情報を吸収する重要な拠点の一つとして発達した。特に近世初頭には、家臣団居住地や城館を取り込み、港湾機能に重点を置く小規模な都市プランが形成され、現在の景観はこの構造に基づいて形成されたものである。

久礼に残る建物には、激しい台風に見舞われる独特の風土と共生した記憶を示すものが多く、水切り瓦や土佐漆喰は、夏の暑さや高い湿度、あるいは暴風にさらされた暮らしの名残である。明治期には久礼、上ノ加江、矢井賀の三つの漁業組合が設立され、戦後には木材関連事業に変わって鰹漁が久礼の中心的な産業へと発展した。漁師町には家屋が密集し、庶民的な地区の中では玄関脇の流しで魚をさばく人々の暮らしを見ることができる。

このように「久礼の港と漁師町の景観」は、中近世に繁栄した港を核として形成された市街地が、鰹漁とともに発展した漁師町や漁港と相まって形成される独特の文化的景観が形成されており、これらの保全・継承を図ります。



久礼の港と漁師町の文化的景観の位置

第5章 行為の制限に関する事項

1 行為の制限についての考え方

景観に影響を与える行為の制限については、当面は「ゆるやかな規制」にとどめ、地域の景観がもっている特性や意義についての理解を促すこと、景観づくりが取り組みやすくなるような環境の醸成を進めることを基調として関連施策の拡充・発展を図るようにしていきます。

このような基調のもとでの中土佐町における景観施策拡充・発展は、次の①～⑤に示すような段階的な取り組みを進めていきます。将来的には、必要に応じて行為の制限の見直しも検討します。

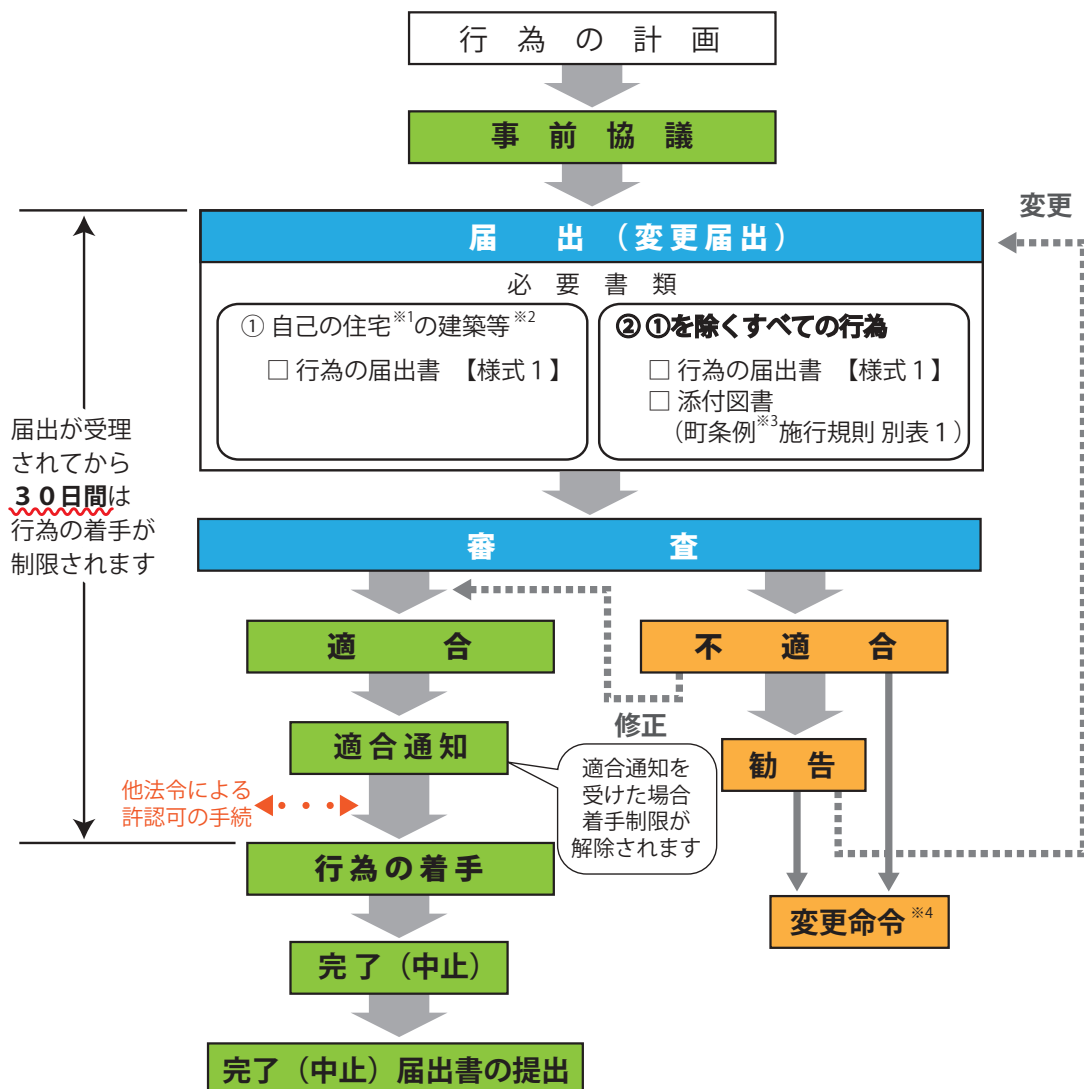
- ① 景観条例の制定と景観計画の策定により景観行政団体として本格的な施策・事業を行う法制的枠組を作り出します。
- ② 景観計画と文化的景観保存活用計画などに基づき、施策・事業を展開していきます。
- ③ 規制の強化ではなく、景観の特性や意義についての理解促進、景観づくりに取り組むための環境醸成を図ることを基調としつつ適時・適宜に新しい施策を付加していきます。
- ④ 新規施策・事業を付け加えることと並行して各地区、各分野における既存施策・事業の拡充を図り、町全体の景観づくりを進展させていきます。
- ⑤ 景観施策・事業全体の枠組、体系を随時見直し、制度のメンテナンスを行いながら発展的更新を図っていきます。

2 届出の流れ

中土佐町では、次項に定める建築等の行為（届出対象行為）を行う際には、行為に着手する30日前までに必ず景観法に基づく届出が必要です。

建築等の行為を計画する際には、必ず事前に中土佐町に相談を行うようにしてください。

届出の流れ（フロー図）



- ※1 自己の居住の用のみに供する住宅（店舗や事業所等と併用する場合は該当しません。）
- ※2 建築等とは、「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」のいずれかに該当する行為
- ※3 中土佐町景観条例
- ※4 建築物の建築等及び工作物の建設等が対象

3 届出対象行為

区域別届出対象行為の一覧

	重点区域	
	四万十川区域	
	第1種地区	第2種地区
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 建築面積 100㎡以上、又は高さ 10m 以上 <input type="checkbox"/> 外観の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの	
工作物*の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 築造面積 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの	<input type="checkbox"/> 築造面積 50㎡以上、又は高さ 5.0m を超えるもの <input type="checkbox"/> 擁壁等で高さ 2.0m 以上かつ延長 10m 以上のもの <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの
開発行為	<input type="checkbox"/> 区域面積 100㎡以上のもの	<input type="checkbox"/> 区域面積 200㎡以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石の採取で 10㎡以上又は高さ 1.5m を超えるもの <input type="checkbox"/> 100㎡以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石の採取で 200㎡以上又は高さ 3.0m を超えるもの <input type="checkbox"/> 高さ 0.5m 以上の切土・盛土を伴う 200㎡以上の土地の開墾、その他土地の形質の変更
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<input type="checkbox"/> 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの (存続期間が 90 日を超えるもの)	
木竹の植栽又は伐採	<input type="checkbox"/> 100㎡以上	<input type="checkbox"/> 200㎡以上
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）	<input type="checkbox"/> 届出対象となる建築物・工作物・広告物等に対して設置するすべての特定照明 (存続期間が 30 日を超えるもの)	

※中土佐町景観計画における「工作物」とは、以下のものと定義します。

- ・ 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ・ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・ 塀、門、柵、垣、擁壁類、舗装その他これらに類するもの
- ・ 昇降機、乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- ・ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ・ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ・ 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫の用途に供する工作物
- ・ 風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに類するもの

久礼の港町区域	一般区域
第3種地区	
<input type="checkbox"/> 全ての行為（10㎡未満の増改築、模様替え等を除く）	<input type="checkbox"/> 建築面積 200㎡以上、又は高さ 10m 以上 <input type="checkbox"/> 上記の規模で外観の変更に係る部分の面積の合計が外観面積の 1/4 以上となるもの
<input type="checkbox"/> 築造面積 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの	<input type="checkbox"/> 築造面積 500㎡以上、又は高さ 10m を超えるもの <input type="checkbox"/> 上記の規模で外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が外観の 1/4 以上となるもの
<input type="checkbox"/> 区域面積 100㎡以上のもの	<input type="checkbox"/> 区域面積 3000㎡以上のもの
<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石の採取で 10㎡以上又は高さ 1.5m を超えるもの <input type="checkbox"/> 高さ 0.5m 以上の切土・盛土を伴う 100㎡以上の土地の開墾、その他土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 区域面積 3000㎡以上のもの
<input type="checkbox"/> 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの（存続期間が 90 日を超えるもの）	<input type="checkbox"/> 区域面積 3000㎡以上のもの
<input type="checkbox"/> 100㎡以上	<input type="checkbox"/> 区域面積 3000㎡以上のもの
<input type="checkbox"/> 届出対象となる建築物・工作物・広告物等に対して設置するすべての特定照明（存続期間が 30 日を超えるもの）	-

4 届出が適用されない行為

届出対象行為のうち、下記の目的等により実施する行為については、届出（通知）は適用しません。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 仮設の工作物の建設等（建築物の場合、仮設でも届出が必要です）
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 農業を営むために行う行為のうち、以下に該当するもの
 - ① 用途を改変しない農地の改変（※新しく農地を開墾する場合は届出が必要です）
 - ② 幅員が3.0m未満の農道の設置
 - ③ 幅員が2.0m以下の用排水路の設置
 - ④ 桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹又は伐採する行為
 - ⑤ その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為
- 林業を営むために行う行為のうち、以下に該当するもの
 - ① 木材の搬出や林業経営に必要な資材を運搬するための幅員が3.0m未満の作業道や林道の設置
 - ② スギ、ヒノキ等の人工林を間伐、保育、主伐するために付帯して行う行為（※皆伐の場合は届出が必要です）
 - ③ 天然林農地、椎茸原木（クヌギ、コナラ等）及び薪炭林（シイ、カシ等）を伐採する行為
 - ④ その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為

- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 景観重要建造物について、現状変更の許可を受けて行う行為
- (4) 景観重要公共施設について、景観計画に整備に関する事項（整備方針）が定められたものの整備として行う行為
- (5) 学術研究、環境学習その他公益上の事由により町長が特に必要と認めるもの

5 景観形成基準

区域ごとに、行為別の景観形成基準を定めることとします。

(1) 四万十川区域

■建築物

	第1種地区	第2種地区
配置・高さ	<input type="checkbox"/> 高さは13mを超えないこと <input type="checkbox"/> 周囲の集落景観と調和した規模・配置とすること <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 高さは20mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 周囲の集落景観と調和した規模・配置とすること <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とする	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とする
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 大規模となる場合には、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない配置や規模とするとともに、周囲に圧迫感や違和感を与えるような奇抜や形態や意匠は避ける	<input type="checkbox"/> 大規模となる場合には、四万十川の連続する水辺の景観や集落景観を阻害しない配置や規模とするとともに、周囲に圧迫感や違和感を与えるような奇抜や形態や意匠は避ける
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする <input type="checkbox"/> 屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること	<input type="checkbox"/> 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする <input type="checkbox"/> 屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること
光害の抑制	<input type="checkbox"/> 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること <input type="checkbox"/> 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける	<input type="checkbox"/> 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること <input type="checkbox"/> 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける
石垣の保全・活用	<input type="checkbox"/> 行為地に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	<input type="checkbox"/> 行為地に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
緑化	<input type="checkbox"/> 敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する <input type="checkbox"/> 傾斜地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと	<input type="checkbox"/> 敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する <input type="checkbox"/> 傾斜地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと
駐車場・空き地	<input type="checkbox"/> 川や主要な道路からの眺望において、閑散とした印象となるのを避けるため、生垣や樹木等による遮へいを行うこと <input type="checkbox"/> 適切な維持・管理を行うこと	<input type="checkbox"/> 適切な維持・管理を行うこと

■工作物

	第1種地区	第2種地区
配置・高さ	<input type="checkbox"/> 高さ13mを超えないこと。ただし、既存の電柱で13mを超えるものの改築においては、やむを得ない場合には従前の高さを上限とする <input type="checkbox"/> 大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 高さ20mを超えないこと。ただし、既存の工作物の建て替えについては、公益上必要なものであると町長が認める場合に限り、従前の高さを上限とする <input type="checkbox"/> 大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること	<input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 大規模な人工物は、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること <input type="checkbox"/> 河川及び道路から工作物及び当該行為地が容易に望見されることのないよう、中高木による遮へいによる修景を行うこと	<input type="checkbox"/> 大規模な人工物は、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること <input type="checkbox"/> 直線的な形状や大きな面・壁等が連続するような形態及び配置は避ける
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする <input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用は避ける	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする <input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用は避ける
光害の抑制	<input type="checkbox"/> 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること <input type="checkbox"/> 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける	<input type="checkbox"/> 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること <input type="checkbox"/> 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける
緩衝帯の設置(鉄塔等は除く)	<input type="checkbox"/> 行為地の(その出入り口を除く)境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること	<input type="checkbox"/> 行為地の(その出入り口を除く)境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
天然林等の保全	<input type="checkbox"/> 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する	<input type="checkbox"/> 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する
緑化(鉄塔等は除く)	<input type="checkbox"/> 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する <input type="checkbox"/> 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと	<input type="checkbox"/> 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する <input type="checkbox"/> 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと
空き地	<input type="checkbox"/> 撤去後、空き地となる場合には、適切な維持・管理を行うこと	<input type="checkbox"/> 撤去後、空き地となる場合には、適切な維持・管理を行うこと

■開発行為

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
緩衝帯の配置	<input type="checkbox"/> 1,000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること	<input type="checkbox"/> 1,000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木等による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
盛土又は切土の高さ	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする	-
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと <input type="checkbox"/> 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 河川や主要な道路からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと
天然林等の保全	<input type="checkbox"/> 原則として水辺の天然林は保全すること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること <input type="checkbox"/> 原則として、植林の伐採方法を間伐とすること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該植林の面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 植林（杉・桧）の下刈り、間伐を適正に行うこと	<input type="checkbox"/> 原則として天然林は保全すること。行為地内の全体の伐採率は当該天然林面積の30%以下とすること
石垣の保全・活用	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること

■土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

①土石の採取・鉱物の掘採

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	□地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	□地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと □沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	□山と川がつくりだす景観を阻害しないこと	□山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
切土の高さ	□切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする	-
河川景観との調和	□河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々がつくりだす景観を阻害しないこと	□河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々がつくりだす景観を阻害しないこと
石垣の保全・活用	□行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	□行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
裸地の遮へい	□行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと	□行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと
法面等の緑化	□法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと □法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること	□法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと □法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること

②土地の開墾その他土地の形質の変更

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
緩衝帯の配置	<input type="checkbox"/> 1,000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること	<input type="checkbox"/> 1,000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木等による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
盛土又は切土の高さ	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする	-
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと <input type="checkbox"/> 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 河川や主要な道路からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと
天然林等の保全	<input type="checkbox"/> 原則として水辺の天然林は保全すること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること <input type="checkbox"/> 原則として、植林の伐採方法を間伐とすること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該植林の面積の30%以下とすること <input type="checkbox"/> 植林（杉・桧）の下刈り、間伐を適正に行うこと	<input type="checkbox"/> 原則として天然林は保全すること。行為地内の全体の伐採率は当該天然林面積の30%以下とすること
石垣の保全・活用	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること
緑化	<input type="checkbox"/> 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する	<input type="checkbox"/> 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する <input type="checkbox"/> 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと

■屋外における土石等の堆積

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
物品の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為地の（その出入り口を除く）境界線 <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと <input type="checkbox"/> 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること	<input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと <input type="checkbox"/> 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること

■木竹の植栽又は伐採

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと

■特定照明

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
光害の抑制	<input type="checkbox"/> 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する <input type="checkbox"/> 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川にむけた照射は行わないこと	<input type="checkbox"/> 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する <input type="checkbox"/> 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川にむけた照射は行わないこと
色彩	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする

(2) 久礼の港町区域

■建築物

	第3種地区
配置・高さ	<input type="checkbox"/> 高さは20mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない <input type="checkbox"/> 通りに面して建ちならぶまちなみ景観と調和した規模・配置とすること <input type="checkbox"/> 景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と海がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること
水辺景観との調和	<input type="checkbox"/> 大規模となる場合には、浜辺や港による水辺の景観を阻害しない配置や規模とするとともに、周囲に圧迫感や違和感を与えるような奇抜や形態や意匠は避ける
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 原則として、勾配屋根、適度な軒の出を有すること <input type="checkbox"/> 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする <input type="checkbox"/> 屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること
緑化	<input type="checkbox"/> 道路から大きく後退し、前面に空地を設ける場合には、敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する
駐車場・空き地	<input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部等において植樹や塀等を設けることにより、通り景観が閑散とした印象となるのを避けるよう配慮すること <input type="checkbox"/> 適切な維持・管理を行うこと

■工作物

	第3種地区
配置・高さ	<input type="checkbox"/> 高さ20mを超えないこと <input type="checkbox"/> 大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする <input type="checkbox"/> 景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と海がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 大規模な人工物は、浜辺や港による水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること <input type="checkbox"/> ソーラーパネル等の工作物及び当該行為地が道路から容易に望見されず、連続する通り景観を阻害しないよう、塀等の遮へいによる修景を行うこと <input type="checkbox"/> 直線的な形状や大きな面・壁等が連続するような形態及び配置は避ける
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする <input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用は避ける
緑化	<input type="checkbox"/> 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する
空き地	<input type="checkbox"/> 撤去後、空き地となる場合には、適切な維持・管理を行うこと

■開発許可

第3種地区	
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と海がつくりだす景観を阻害しないこと
まちなみとの調和	<input type="checkbox"/> 開発後の状態が周囲の景観や歴史的な通りの景観と調和したものとなること <input type="checkbox"/> 浜辺や港などにおける眺望において、水辺の景観を阻害しないこと
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、最小限にとどめ周囲から目立たないように工法や色彩等に配慮し、周囲のと調和したものとする

■土地の開墾、土石の採取・鉱物の掘採その他土地の形質の変更

①土石の採取・鉱物の掘採

第3種地区	
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と海がつくりだす景観を阻害しないこと
切土の高さ	<input type="checkbox"/> 切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする
周囲との調和	<input type="checkbox"/> 行為後の状態が周囲の景観や歴史的な通りの景観と調和したものとなること <input type="checkbox"/> 浜辺や港などにおける眺望において、水辺の景観を阻害しないこと
法面等の緑化	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること

②土地の開墾その他土地の形質の変更

	第3種地区
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と海がつくりだす景観を阻害しないこと
盛土又は切土の高さ	<input type="checkbox"/> 切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする
周囲との調和	<input type="checkbox"/> 行為後の状態が周囲の景観や歴史的な通りの景観と調和したものとなること <input type="checkbox"/> 浜辺や港などにおける眺望において、水辺の景観を阻害しないこと
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、最小限にとどめ周囲から目立たないように素材や色彩等に配慮し、周囲のと調和したものとすること

■屋外における土石等の堆積

	第3種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
物品の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為地の(その出入り口を除く)境界線 <input type="checkbox"/> 景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと <input type="checkbox"/> 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること

■木竹の植栽又は伐採

	第3種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと

■特定照明

	第3種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
光害の抑制	<input type="checkbox"/> 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する <input type="checkbox"/> 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川にむけた照射は行わないこと
色彩	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする

(3) 一般区域

■建築物

	一般区域
配置・高さ	<input type="checkbox"/> 高さは20mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 原則として、勾配屋根、適度な軒の出を有すること。これによらない場合は、建築物の形状、色彩等を周辺の建築物と調和するものとする <input type="checkbox"/> 原則として木材、石材等の自然素材を使用し、それにより難しい場合は、これを模したものを使用するなど周辺の景観と調和するものであること <input type="checkbox"/> 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度10以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする
外構	<input type="checkbox"/> 敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する

■工作物

	一般区域
高さ・配置	<input type="checkbox"/> 高さは20mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度10以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする
太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュール、フレーム、その他付属設備は、明度・彩度共に低い目立たないものとする <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から望みできる場所に設置する場合には、道路等から直接、設備類が見えないよう植栽や塀等で遮へいする

■開発行為

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 地形改変が最小限となることに配慮した造成に努める <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する <input type="checkbox"/> 法面や擁壁が生じる場合には長大なものは出来る限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等により周辺の自然と調和するよう努める <input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、周辺の自然になじむよう配慮する

■土地の開墾、土石の採取・鉱物の掘採その他土地の形質の変更

①土石の採取・鉱物の掘採

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと
法面等の緑化	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること

②土地の開墾その他土地の形質の変更

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 地形改変が最小限となることに配慮した造成に努める <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する <input type="checkbox"/> 法面や擁壁が生じる場合には長大なものは出来る限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等により周辺の自然と調和するよう努める <input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、周辺の自然になじむよう配慮する

■屋外における土石等の堆積

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
物品の遮へい	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から堆積物が目立たないように位置を工夫し、植栽や塀等による遮蔽等の措置をする

■木竹の植栽又は伐採

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと

第6章 景観重要建造物及び樹木の指定方針

1 景観重要建造物の指定方針

中土佐町を特徴する建造物で、周辺地域の自然、歴史、文化や生活などから見て、その特色が顕著に現れている建造物のうち、地域の景観づくりにおいて重要な要素となっているものを指定していきます。

指定方針

- ① 大野見地区においては、四万十上流の里として自然、歴史、文化、生活などからみて地域特性を表している建造物
- ② 中土佐地区においては、400年以上続くといわれている鯉の一本釣りに代表される黒潮の文化を象徴する建造物

景観重要建造物（候補）	
大野見地区	大野見四万十民俗館、奈路橋、沈下橋（高樋、久万秋、長野）等
中土佐地区	久礼大正町市場、久礼八幡宮等



大野見四万十民俗館



奈路橋



久万秋沈下橋



久礼大正町市場



久礼八幡宮

2 景観重要樹木の指定方針

基本方針等に基づき、周辺地域を特色づける樹木のうち、公共の場所から誰もが見ることができ、地域の景観づくりにおいて保護や必要性があるもので、地域住民やその所有者が保護や育成に取り組んでいる樹木を指定していきます。

指定方針

- ① 町民に親しまれ、周辺の景観の核になっているもの
- ② 樹高や樹形、大きさから地域のシンボリックな存在で良好な景観に寄与しているもの

景観重要樹木（候補）	
大野見地区	竈戸（かまど）神社の天然樹林、島ノ川溪谷モミジ群集等
中土佐地区	笹場の大銀杏、長沢の大杉、灘山の自然林、旧役場跡のオガタマノキ等



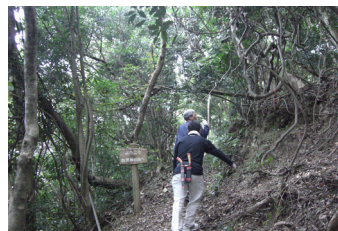
竈戸神社の天然林



笹場の大銀杏



長沢の大杉



灘山の自然林



旧役場跡のオガタマノキ

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

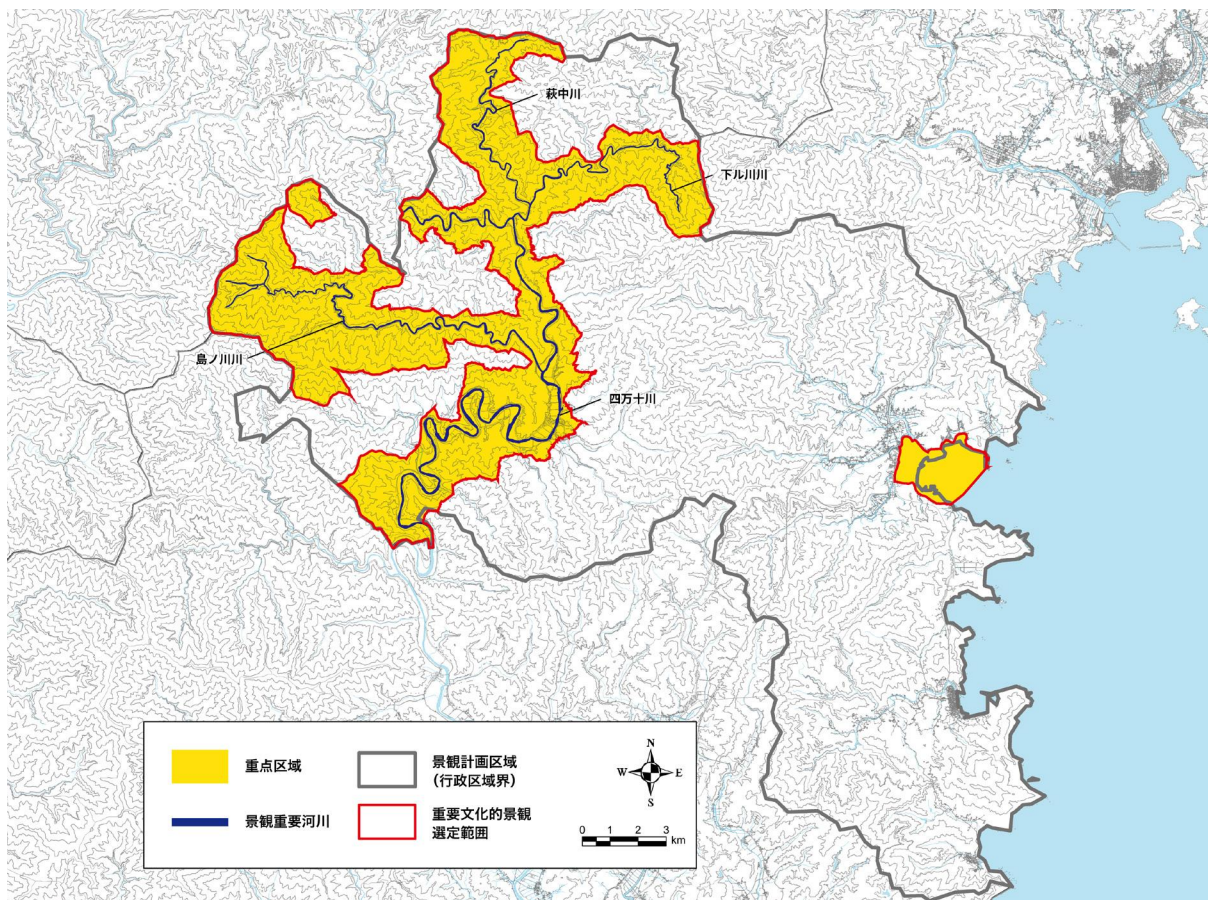
1 景観重要公共施設の指定方針

町民に親しまれている公共施設（道路、橋梁、河川）のうち、景観形成上、周囲の景観に大きな影響を及ぼす次に示す公共施設を、景観形成上重要な公共施設として指定する。

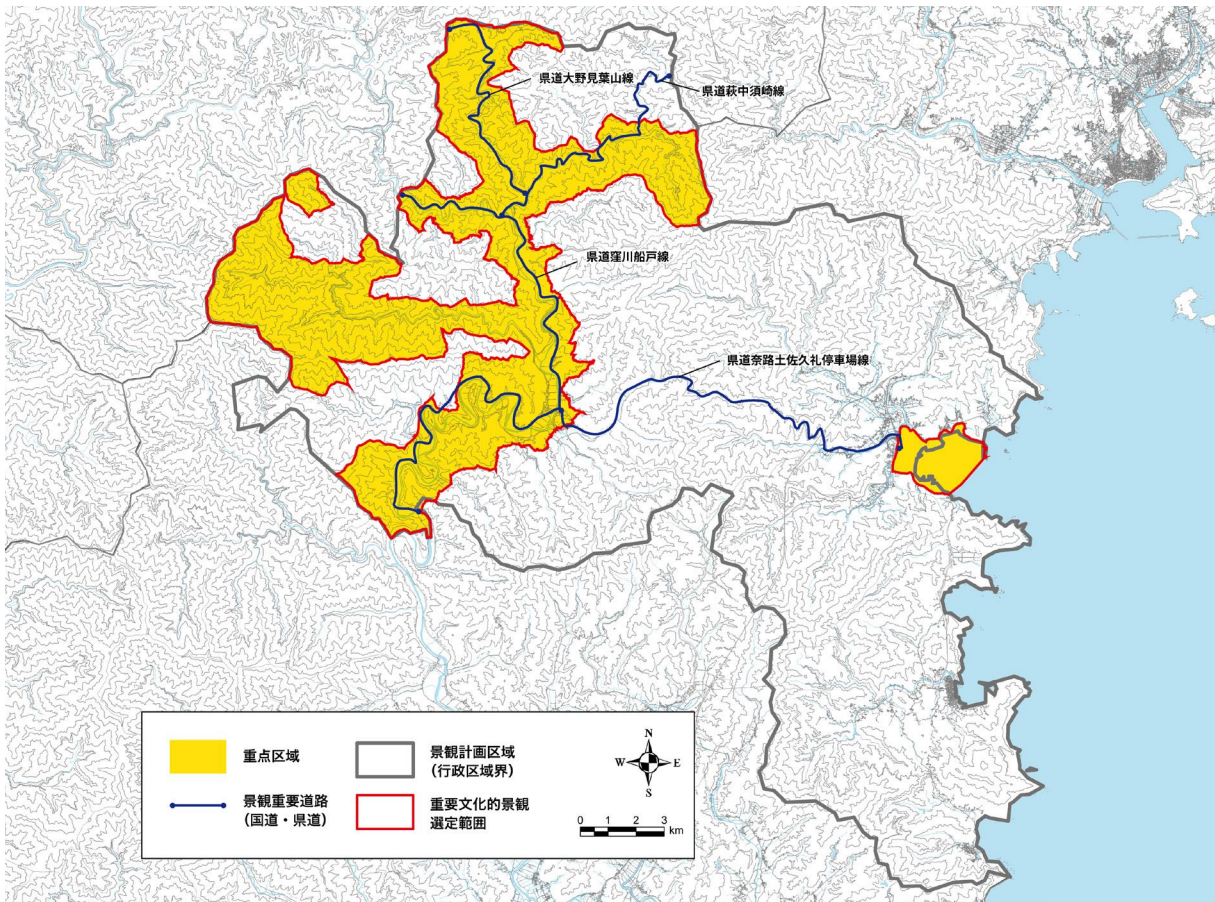
なお、指定にあたっては、国、県及び関係機関との連携協議の上、指定を行なうものとします。

2 対象施設

分類	施設名	管理者	備考
河川	四万十川	県 (須崎土木事務所)	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	島ノ川川	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	下ル川川	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	萩中川	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
道路	県道窪川船戸線	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	県道大野見葉山線	〃	* (一部) 重要な構成要素(重要文化的景観)
	県道萩中須崎線	〃	* (一部) 重要な構成要素(重要文化的景観)
	県道奈路土佐久礼 停車場線	〃	* (一部) 重要な構成要素(重要文化的景観)
道路 (橋梁)	高樋沈下橋	町	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	久万秋沈下橋	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	長野沈下橋	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	奈路橋	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)



景観重要河川の位置図



景観重要道路の位置図

4 景観重要河川の整備方針

- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、四万十川流域の文化的景観の価値の保存継承に向け、必要に応じて調査を行った上で整備に努める。
- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、多様な生物の生息環境に保全・再生に配慮するとともに、持続的な漁労環境に配慮した河川環境の保全・再生に関する調査及び整備に努める。
- 護岸等の整備において構造物を使用する際には、川からの眺めや川沿いの道路からの眺めに留意するとともに、川と山からなる河川景観との調和に配慮する。
- 水辺への眺めを活かした河川景観の整備を行う際には、水防林等で必要なものや生物の生息環境等に寄与するもの以外の必要以上に繁茂した河畔林等は伐採するなど、良好な河川景観の形成に向けた適切な管理に努める。
- 護岸や河川敷等の空間を活用できる場合には、水辺に親しめる広場や公園等の空間や川の眺めを楽しめる空間の創出を図るよう努める。
- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、専門家による技術的支援を活用しながら、四万十川水系の特徴を継承した河川環境及び河川景観の保全・創出に努める。



5 景観重要道路の整備方針

- 道路の拡幅に伴う安全対策工事等の地形改変や大規模な構造物を使用する工法を行う際には、川からの眺めや川沿いの道路からの眺めに留意し、川と山からなる河川景観との調和に配慮する。
- 現道上に架かる橋梁の整備・修繕にあたっては、周囲の景観や既存施設の歴史的背景等を踏まえ、デザイン及び色彩においては、四万十川らしい河川景観と調和するよう配慮する。
- 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識の標柱等は、周囲の景観が映えるような種類・色彩とし、周囲の景観と調和した素材や色彩の使用に努める。
- 防護柵や照明をはじめとした道路付属物については、種類・色彩において周囲の景観と調和するよう配慮する。
- 大規模な地形改変を伴う整備等においては、必要に応じて専門家による技術的支援を活用しながら、四万十川流域の川と山からなる自然景観の保全・形成に努める。



第8章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

本景観計画区域における屋外広告物に関する行為の制限は、高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第3条及び第5条により、全域が禁止地域又は許可地域に指定されており、一定規模以上の自家用広告物及び全ての非自家広告物に対する制限がかけられています。

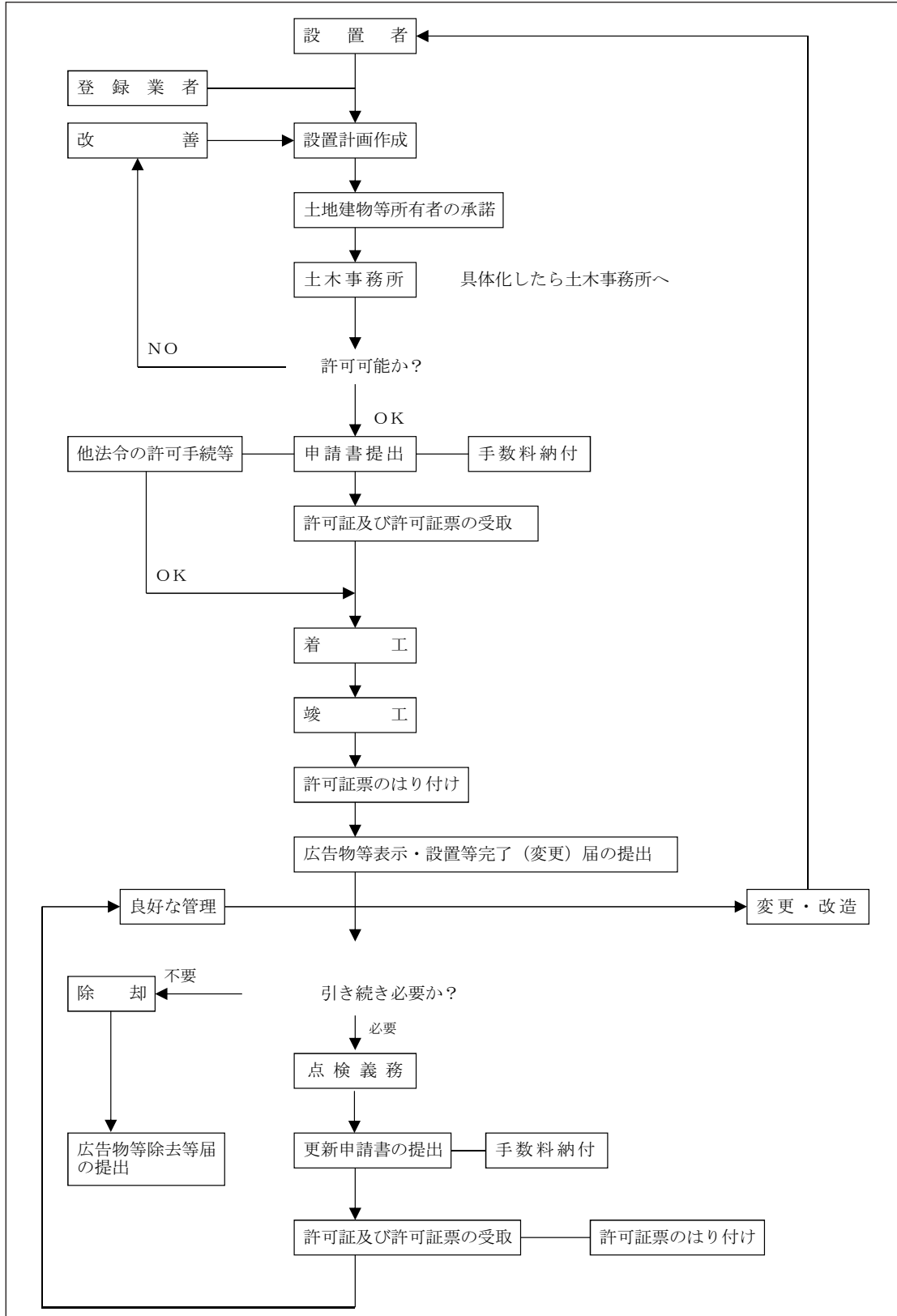
また、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例により、重点地域においては、屋外広告物に対して色彩等の基準が設けられ、景観の保全が図られています。

本町をはじめとした流域5市町で広域選定を受けている重要文化的景観の選定地や重点地区等における屋外広告物の制限内容については、今後、高知県と連携を図りながら、景観計画と整合した制限内容等について、高知県と継続的に協議を行うこととします。



高知県屋外広告物条例の規制概要

(参考) 高知県屋外広告物条例の許可の流れ



第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農村景観づくりを進めるために景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合に作成する景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

整備計画には、保全・創出すべき地域の景観の特色、保全・創造すべき地域の範囲、魅力ある景観を保全・創造するための方針などが盛り込まれることとなります。

1 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

(1) 保全・創出すべき地域の景観の特色

四万十川の恵みと先人の開拓と灌漑の歴史による農用地並びに頭首工、用水路、沈下橋等は、日本の原風景ともいえる景観である。しかしながら、高齢化等により一部地域には耕作放棄地も出てきており、良好な景観が失われていく恐れがあります。

(2) 保全、創出すべき地域の範囲

四万十川を中心として左右の山の第一稜線までの地域にある農用地

(3) 魅力ある景観を保全、創出するための方針

- ① 農の営み無くして四万十川沿いの景観はありえません。このため、基本は農業をどのようにして継続させていくかということが重要な課題です。
- ② 四万十川、農地、頭首工、用水路、沈下橋、そして集落等がおりなす農村集落の保全を図っていきます。
- ③ 四季を感じさせる農道、あぜ道などの保全を図っていきます。
- ④ 農地の集約等による耕作放棄地の解消並びに、放棄地に周囲の景観と調和するような植栽を検討します。



田園風景（大野見）

結び

前文にもあるように中土佐町における景観は、

- (1) 大野見地区においては、不入山に源を發して町域を貫流する四万十川にそった河川景観が軸となっています。
- (2) 中土佐地区においては、四万十川流域の木材搬出の積出港として栄えた歴史を持つとともに、400年以上続くといわれている鰹の一本釣りのまちであり、船溜、久礼八幡宮、大正町市場等が漁師町の風情を醸しだしています。
- (3) これらに近現代の開拓の営為が重なり、さまざまな歴史的・社会的要素が錯綜して多文化な構成となっていることを特色としています。

総合的にとらえると、中土佐町は、高知県中山間地域における典型的な景観であり、また全国的な視野からすれば、この地域の景観面における特殊性を端的に表しているものです。こうした意味で貴重な景観として価値づけることが可能であり、この地の歴史や文化、人びとの暮らしやなりわいを反映したかけがえのない景観です。

中土佐町が地方公共団体として景観行政団体になり、景観条例と景観計画を定めるということは、景観の問題に系統的に取り組むという意思表示です。

景観行政団体になったからといって規制がかかるだけではありません。どのような施策・事業を展開するかは、自治体と住民自身の主体的判断によるところが大きいと言えます。景観づくりは町民が積極的に参画し、行政と一体となって取り組むのが望ましいあり方です。

景観計画の策定や景観づくりにかかわる条例・規則の制定は、まさにこうした「協働」を効果的に進めるための制度上の基盤整備であり、行政側の基本的な責務の執行でもあります。

中土佐町独自の取り組みと、国・県をはじめ関係機関・団体によるさまざまな施策・事業が補完しあって良好な景観づくりが進み、ひいては豊かで美しく暮らしやすい地域環境の形成につながるよう努めていきます。

今後、この計画自体を太い幹に成長させながら、私たちの大切な地域の景観をともに育み、美しく、潤いあるまちづくりを進めていきます。

